



後期高齢者医療の対象者の皆さんへ

〔75歳(一定の障害がある場合は65歳)以上の方が対象〕

保険料の納め方

4月から始まる後期高齢者医療の保険料は、12月25日発行の市広報第65号でお知らせしましたとおり、介護保険料と同様に、受給されている年金から「特別徴収」により納付していただくこととなります。

ただし、平成20年度は、被用者保険の被扶養者に対し、負担軽減措置が適用されることや、障害認定の取下げによる後期高齢者医療に加入しないことができることなどの取扱いにより、3月31日現在の状況で、次のとおりとなります。

なお、普通徴収の納期は、今後、市の条例で決定します。被用者保険の被保険者(本人) 4～9月までは年金からの特別徴収はせず、7月から納付書または口座振替により市に直接納付(普通徴収)していただく予定です。10月からは年金から特別徴収します。

被用者保険の被扶養者(扶養家族) 4～9月までは保険料が免除され、10月からは年金から特別徴収します。

国民健康保険の方で、障害認定による後期高齢者医療の被保険者 4～9月までは年金からの特別徴収はせず、7月から納付書または口座振替により市に直接納付(普通徴収)していただく予定です。10月からは年金から特別徴収します。

75歳以上の国民健康保険の方 4月から年金から特別徴収します。

前記 の方で、特別徴収の要件に該当しない場合は、7月 の方は10月)から普通徴収となります。

加入健康保険の変更や障害認定の取下げ申出があった場合は、事務処理期限の関係から、4月の年金から後期高齢者医療の保険料が一括徴収されることがあります。その場合は、後日還付

障害認定の

取下げ申出の有無

します。

1月25日発行の市広報第67号でお知らせしましたが、障害認定を受けて老人保健の受給者となっている65～74歳の方は、本人から障害認定の取下げを申し出ることによって、後期高齢者医療制度に加入しないことができます。

また、取下げの申出がない場合は、4月1日から自動的に後期高齢者医療制度に加入することとなります。

なお、後期高齢者医療の被保険者となった後でも認定を取り下げることができません。被用者保険の方で、被用者保険の被扶養者資格を喪失後、再度、扶養認定を受ける場合は、それぞれの被用者保険により取扱いが異なりますので、被用者保険の担当者に確認ください。

《問合せ》市民課国保医療係

消防本部からのお知らせ

3月1日から

新消防指令システムを運用開始します

消防本部では、現在、3月1日から運用を開始する「高機能消防指令センター」の整備工事を行っています。



「高機能消防指令センター」は、近年、119番通報の手段として用いられることの多い、携帯電話やIP電話(インターネット)を活用した電話)からの緊急通報に対応し、また、豊岡市に甚大な被害をもたらした平成16年の台風23号のような風水害など、広域

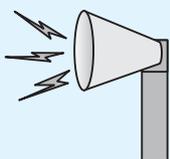
を更新するものです。

新しい消防指令システムは、大部分をコンピュータ化することにより、119番通報の受付から消防車や救急車などが出勤するまでの時間を、これまで以上に短縮することができます。

火災発生時のサイレンと

放送が一部変わります

「高機能消防指令センター」の運用に合わせて、火災発生時に吹鳴している「消防サイレン」と「防災行政無線放送」の基準を3月1日から一部変更します。



なお、吹鳴は、原則、地域ごととなります。また、サイレンには、鳴り方の違ういくつかの種類があります。火災発生時のサイレンは、すべて同じサイレンとなります。

吹鳴する区域(範囲)を一部変更します。 次の表の **太字** が変更する

消防サイレン

児童手当の未申請の方へ



小学校修了前の子どもを持つ方は、次の資格要件に該当すると児童手当を受給することができます。

ただし、児童手当は申請をしなければ受け取れませんので早めに申請してください。

受給資格要件 0～12歳（小学校修了前）までの子どもを養育している方で、平成18年分所得が一定の限度額未満の方
限度額については、問い合わせください。

共働き夫婦の場合は、子どもの生計を維持する程度の高い方（注1）が受給資格者となります。
1世帯で受給者は1人が原則です。受給者が2人以上の場合は、必ずお知らせください。

ただし、兄弟（姉妹）などの夫婦が同一世帯にいる場合は除きます。

（注1）子どもの生計を維持する程度の高い方は、次のすべての状況などを総合的に判断して決定します。

- ・ 父母の収入の状況（父母のどちらが恒常的に収入が高いか）
- ・ 児童に係る扶養手当などの受給状況（父母のどちらに支払われているか）
- ・ 所得税の扶養控除の適用（父母のどちらの扶養親族になっているか）
- ・ 健康保険の適用（父母のどちらの被扶養者になっているか）
- ・ 住民票上の取扱い（父母のどちらが世帯主になっているか）
- ・ 支払開始月 申請した月の翌月
- ・ 申請方法 市民課および各総合支所市民生活課にある「認定請求書」に必要事項を記入の上、次のものを持参し、手続きください。なお、郵送でも申請できます。

持ち物

- ・ 認印（朱肉を使うもの）
- ・ 請求者の手当振込み口座番号（郵便局以外）
- ・ 請求者の健康保険証の写し（子ども分は不要）
- ・ 請求者の年金手帳（基礎年金番号が必要）
- ・ 請求者の所得証明書（平成19年1月1日現在、市内に住所がない方のみ）
- ・ その他、必要に応じて提出いただく書類があります。

【公務員の方へ】

公務員の方は、勤務先で手続きしてください。父母のどちらかが公務員の場合は、二重受給にならないように必ず職場に相談ください。

児童手当を振り込みます

児童手当（小学校修了前特例給付を含む）の2月期分10～11月分を、2月15日（金）に指定の金融機関口座に振り込みます。ご確認ください。



《申請・問合せ》市民課市民係または各総合支所市民生活課

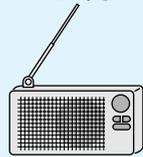
吹鳴区域です。

地域	火災発生地区	サイレン吹鳴区域
豊岡	市街地	市街地
	港	港
城崎	全域	全域
竹野	全域	全域
日高	日高・国府・八代	日高・国府・八代
	三方・羽尻・西気・清滝	三方・羽尻・西気・清滝・日高
出石	全域	全域
但東	全域	全域

防災行政無線放送

すべての地域

の放送音を同じ方法に統一します。



火災発生時の放送は、緊急一括放送・サイレン音で行い、火災鎮火時の放送は「一般放送・チャイム音」で行います。

なお、火災発生時の放送は、消防団が出勤する火災について放送を行います。

次の表の太字が変更する放送区域と区分です。

地域	火災発生地区	放送区域	放送区分	
			火災発生時	火災鎮火時
豊岡	港以外	港以外	緊急一括放送・サイレン音	一般放送・チャイム音
	港	港	緊急一括放送・サイレン音	一般放送・チャイム音
城崎	全域	全域	緊急一括放送・サイレン音	一般放送・チャイム音
竹野	全域	全域	緊急一括放送・サイレン音	一般放送・チャイム音
日高	全域	全域	緊急一括放送・サイレン音	一般放送・チャイム音
出石	全域	全域	緊急一括放送・サイレン音	一般放送・チャイム音
但東	全域	全域	緊急一括放送・サイレン音	一般放送・チャイム音

「緊急一括放送」は、戸別機器の音量調整にかかわらず最大音量で放送されます。竹野・但東地域については、防災行政無線設備を整備後の変更となります。

《問合せ》豊岡消防署指令係 ☎24・1119 または防災安全課